

薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施要綱

〔 令和7年8月25日付医薬発0825第8号医薬局長通知 〕

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展し、一方で少子高齢化に伴い人口構造が変化する中、より良い医療を患者に提供していくためには、薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要である。

本事業では、継続的な生涯教育に活用可能な研修資材等を作成することにより、更なる薬剤師の機能強化・専門性向上を図ること、及び地域における専門性の高い薬剤師の育成及び薬局と医療機関等との連携体制構築に向けた取組を通して、患者等を支える地域の医療提供体制の確保につなげることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 生涯教育の継続的な実施体制の整備

薬局薬剤師による地域住民のセルフケア・セルフメディケーションに資することの重要性を理解し、セルフケア・セルフメディケーションに対する薬剤師の倫理・基本姿勢を習得するとともに、需要者のOTC医薬品の使用にかかるニーズへの相談対応・提案や受診勧奨が適切に行えるための資質の向上をはかるため、全国での継続的な生涯教育に活用可能な研修プログラム、研修資材及び研修マニュアル等を作成すること。

また、作成した研修資材等を用いて研修を実施するとともに、当該資材等の評価・改善を行い、e-learningコンテンツを作成するなど、広く活用できるように整備を行うこと。

(2) 専門性の高い薬剤師の養成及び薬局と医療機関等との連携体制構築

本事業の実施主体である法人が中心となり、以下①～③を踏まえ、地域において、専門性の高い薬剤師の養成及び医療機関等と薬局との連携体制構築等に向けた地域研修を実施するとともに、他の地域における類似の取組の横展開に資するべく、研修教材の見直しに向けた教材の評価、改善点の検討を行うこと。

① 地域研修の取組テーマ

以下の取組テーマについて、5地域を目処に地域研修を実施すること。

- ・感染症対応に係る薬局の研修

② 地域研修の実施

地域研修の実施にあたっては、各地域において必要となる次の(i)及び(ii)にあるような内容を組み合わせて実施すること。また(iii) 及び(iv)を満たすこと。

(i) 専門性の高い薬剤師の養成（薬局薬剤師の研修）

各地域において一定の役割を果たすために必要な薬局薬剤師を養成するため、必要な知識及び技能を習得させる研修プログラムを実施すること。

(ii) 地域の医療機関－薬局間における感染症の発生・まん延に対応可能な医療提供体制の構築

新たな新興感染症等の発生・まん延に備え、地域で必要とされる薬剤師の確保、医療機関との薬学管理情報の共有等、医療機関と地域の薬局間での連携体制を検討すること。なお、このような連携体制構築に関わる薬局は、複数の薬局開設者による薬局を含むこと。

(iii) 地域研修の実施成果の把握

地域研修の実施にあたっては、あらかじめ評価指標を設定のうえ取組の成果を把握し、地域研修実施前との比較により、患者や地域住民に対する効果が示されるようすること。

(iv) 地域研修を踏まえた研修教材の見直しに向けた教材の評価、改善点の検討

本事業の実施後、研修教材の見直しに向けた教材の評価、改善点の検討を踏まえ、地域の医療提供体制の確保を推進することができるよう、本事業の実施者である法人は、地域研修の実施内容・成果等を報告書としてまとめること。

また、他の都道府県等からの求めに応じて、本事業の成果・知見等を提供すること。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施法人公募要領により、採択された法人とする。

4. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師の資質向上等に資する研修事業に係る経費について別に定める基準（薬剤師の資質向上等に資する研修事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

5. 実施期間

法人採択日～令和8年3月31日

本事業は、厚生労働省と協議を行い、厚生労働省の承諾を得たうえで実施すること。